

# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎40-5556

栃木年金事務所

☎0282-22-6074、4134

国民年金は、日本に住む20歳～60歳の方が加入する制度です。やがて訪れる長い老後生活の保障だけでなく、病気・怪我により障がいが残ったときなど、生活の安定を損なうような「万が一」の事態にあなたやあなたのご家族をサポートします。

20歳の誕生日の前月末頃に、日本年金機構より「国民年金加入のご案内」の文書が送付されます。届きましたら市役所で加入の手続きをしてください。(国分寺庁舎市民課、南河内図書館2階市民課、石橋庁舎市民課)

## ■持参するもの

国民年金被保険者資格取得届書、印鑑

## 国民年金の種類

加入手続きをすると、基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、一生にわたってこの基礎年金番号によってあなたの年金が管理されることとなります。国民年金の種類は次の

## 20歳になったら国民年金

とおりです。

- ・第1号被保険者 学生、自営業、農業、フリーターなど(第2号、第3号被保険者以外の方)
- ・第2号被保険者 会社員、公務員など(厚生年金・共済組合等の加入者)
- ・第3号被保険者 会社員や公務員などに扶養されている配偶者

※すでに第2号被保険者となっている方が20歳になったとき、引き続き厚生年金等に加入している場合は、手続きの必要はありません。

なお、第2号被保険者に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号被保険者の勤務先を経由して第3号被保険者の加入手続きを行うこととなります。

## 国民年金の保険料

国民年金第1号被保険者の保険料(定額)は、月額14,980円(平成24年度)です。第2号被保険者は、厚生年金保険料の中から拠出金としてまとめて支払われます。第3号被保険者は、配偶者の加入する年金制度が保険料を負担します。

なお、経済的な事情で保険料を納められないときのために「保険料免除制

度」があります。申請し、一定の基準を満たしていれば保険料が免除されます。学生の方には「学生納付特例制度」があり、30歳未満のフリーター等で納付困難な方には「若年者納付猶予制度」があります。

手続きをせず、未納のままにしておくと時効により納付できなくなってしまう、将来受け取る年金額が減ってしまう、また、病気や怪我により障がいが残っても障害基礎年金を受けられない場合があります。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。

## 国民年金保険料収納業務の民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して電話・文書・戸別訪問による納付のご案内や、免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。この民間委託は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来官公庁が行ってきた事業に民間事業者が参入することにより、民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」とし

て導入されたものです。平成24年10月1日より受託事業者が左記のとおり変更となりましたので、お知らせします。

## 受託事業者

事業者名 アイ・シー・オール・バックグループ シー・ヴィー・シー共同企業体(代表企業 株式会社 アイ・シー・オール)

代表企業所在地 〒461-0000

4 名古屋市中区葵3-12-7

あおいビル6階

☎096-221-2800

●詳しくは栃木年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

●受託事業者には個人情報保護の管理を徹底していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

民間委託について詳しい内容は、日本年金機構ホームページで確認できます。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>